別　紙

介護保健施設等における事故報告フローについて

事故発生

↓

現場対応者　【応急処置等の初期対応】

→（協力）医療機関　【救急対応等】

↓

施設長・事故対応責任者　【対応者を一元化し、以下の関係機関に対し、継続的な報告等の対応を行うこと】

○厚生労働省令や各施設のマニュアル等に従って報告すること。

→ 利用者家族　【事故の程度に関わらず速やかに連絡すること】

→ 市町（保険者）　【各保険者の指示に従って速やかに報告すること】

→ 居宅介護支援事業所　【サービス提供の継続の可否等の情報提供を行うこと】

→ 警察・消防等　【重大な事故については連絡すること】

→ 損害保険会社　【事業所の判断により適宜連絡すること】

○入所者が死亡、重体、重傷（７日以上の入院）の場合、又は火災、事故、入所者失踪など消防又は警察機関に要請を行った場合は、別添「報告様式」を参考として　次の県関係機関に速やかに報告すること。※重大な事故の場合、第一報は電話で可

→ 県長寿社会課　施　設　班　TEL 083-933-2793　FAX 083-933-2809

【特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム・有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅】

→ 県長寿社会課　介護保険班　TEL 083-933-2774　FAX 083-922-3022

【介護老人保健施設・介護療養型医療施設・介護医療院・短期入所生活介護施設・短期入所療養介護施設・通所介護施設】

※　健康福祉センターへの連絡は不要